

会員規約(法人債務・カード使用者立替用)

第1章 総則

第1条(法人会員とカード使用者) 1.カード発行会社(以下「当社」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)が運営するクレジットカード取引システム(以下「JCBクレジットカード取引システム」という。)に当社およびJCB(以下「両社」という。)所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた官公庁、法人、社団、財団もしくはその他の団体(以下総称して「法人等」という。)で両社が審査のうえ入会を承認した法人等を法人会員といいます。 2.カード(第3条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)の使用者として法人会員によって指定され、かつ本規約を承認のうえJCBクレジットカード取引システムに申し込まれた個人の方で、両社が審査のうえ入会を承認した方をカード使用者といいます。 3.法人会員とカード使用者を併せて会員といいます。 4.法人会員は、カード使用者に対し、法人会員に代わってカードを使用して、本規約に基づくクレジットカード利用(第3章(ショッピング利用、キャッシング1回払い)に定めるショッピングおよびキャッシング1回払い(海外キャッシング1回払いを含む。))ならびに第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。以下同じ。)を行う一切の権限および当該クレジットカード利用に関連して当社から法人会員に対してなされる返金(第27条第5項および第6項に定める返金を含む。)の受領を行う一切の権限(以下併せて「本代理権」という。)を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第33条第4項所定の方法によりカード使用者によるクレジットカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。また、本代理権の授与にかかわらず、当社が上記の返金を直接、法人会員に対して行う場合があることを、会員は承諾します。 5.会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。 6.会員は、法人会員の営業のためにのみ、カードを利用することができます。ただし、会員が本項に違反してカードを利用した場合であっても、法人会員は当該利用について当然に支払義務を負うものとします。 7.会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カードの利用可能枠、利用範囲、利用方法等が異なります。

第2条(支払責任および管理責任者) 1.第1条第4項に基づき本代理権を授与されたカード使用者のカード利用はすべて法人会員の代理人としての利用となり、当該カード利用に基づく一切の支払債務は法人会員に帰属し、カード使用者はこれを負担しないものとします。また、法人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者をして本規約を遵守させる義務を負うものとします。 2.法人会員は、前項に基づき法人会員が当社に対して負う支払債務のうち、各カード使用者が貸与を受けた自己のカードにかかる支払債務について、当該カード使用者に立替払いを委託し、当該カード使用者はこれを受託するものとします。 3.法人等または法人会員は、会員の本規約に基づく入会申込手続、諸届出(退職等の異動情報を含む。)、退会手続その他の手続に関し、会員と両社との間の連絡調整を行う担当者(以下「管理責任者」という。)を選定し、両社に届け出るものとします。 4.法人会員、またはカード使用者として入会を申し込む方は、管理責任者を通じて入会申込手続を行うものとします。法人会員は、管理責任者をして、両社所定の入会申込書に、当社の指示に基づき、署名または管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。また、会員は、諸届出、退会手続等、両社に対する諸手続を、管理責任者が会員に代わって行う場合があることを予め承諾します。法人会員は本項に定める管理責任者の行う手続について一切の責任を負うものとします。 5.管理責任者を変更しようとする場合、法人会員は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。

第3条(カードの貸与およびカードの管理) 1.当社は、会員に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」という。)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という。)を含みます。カード使用者は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。 2.カード上にはカード使用者氏名、会員番号、カードの有効期限等(以下「カード情報」という。)が表示されています。カードはカード上に表示されたカード使用者本人以外は使用できません。 3.カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは、担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

第4条(カードの再発行) 1.両社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望し、両社が審査のうえ承認した場合、カードを再発行します。この場合、法人会員は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。 2.両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとし、会員は予めこれを承認します。

第5条(カードの機能) 会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3章(ショッピング利用、キャッシング1回払い)に定める機能を利用することができます。カードには、本規約に定める以外の機能が付されることがあります。

第6条(付帯サービス等) 1.会員は、当社、JCBまたは当社もしくはJCBが提携する第三者(以下「サービス提供会社」という。)が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という。)を当社、JCBまたはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。 2.付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、付帯サービスを利用できない場合があることを予め承認します。 3.会員は、当社、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCBまたはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。

第7条(カードの有効期限) 1.カードの有効期限は両社が指定するものとし、カード上に表示された年月の末日までとします。 2.両社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、両社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。

第8条(暗証番号) 1.カード使用者は、カードの暗証番号(4桁の数字)を両社に登録するものとします。ただし、カード使用者からの申し出のない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。 2.会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員による利用とみなし、その利用代金はすべて法人会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失がないと両社が認めた場合には、この限りではありません。 3.カード使用者は、当社所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続が必要となります(両社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。)

第9条(年会費) 法人会員は、当社に対し別に定める期日に所定の年会費を、予め法人会員が届け出た金融機関の預金口座等(以下「法人口座」という。)から口座振替の方法によりまたは当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、すでにお支払い済みの年会費は、退会または会員資格を喪失した場合でもお返ししません。

第10条(届出事項の変更) 1.会員は、両社に届け出た、法人会員に係る法人名、法人代表者、管理責任者、所在地、電話番号、法人口座等(以下「法人会員届出事項」という。)、およびカード使用者に係る氏名、住所、電話番号、お支払い口座(第27条に定めるものをいう。)、暗証番号等(以下「カード使用者届出事項」といい、法人会員届出事項と併せて「届出事項」という。)について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。 2.前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、適法かつ適正な方法により取得した会員情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。 3.第1項の届け出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第11条(本人確認) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認を行う場合があります。本人確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、入会を断ることや、カードの利用を制限することがあります。

第12条(業務委託) 会員は、当社が代金決済事務その他の事務等をJCBに業務委託することを予め承認するものとします。

第2章 会員情報の取り扱い

第13条(会員情報の収集、保有、利用、預託) 1.法人会員および法人会員として入会を申し込まれた法人等(以下併せて「法人会員等」という。)

ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方（以下併せて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。）は、両社が会員等の会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。（１）本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当社もしくはJCBまたは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧の会員情報を収集、利用すること。①法人名、法人代表者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第10条に基づき届け出た事項。②氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、カード使用者等が入会申込時および第10条に基づき届け出た事項。③入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。④会員のカードの利用内容、会員の支払い状況、会員からのお問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。⑤法人会員等が入会申込時に届け出た年商・損益等、当社またはJCBが収集した会員等のクレジット利用・支払履歴。⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または法人会員等が当社に提出した財務諸表等の記載事項。⑦当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した登記事項証明書等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。⑧電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

（２）以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当社またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。①カードの機能、付帯サービスの提供。②当社もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業その他の当社もしくはJCBまたは両社の事業（当社またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店（第22条に定めるものをいう。）申込み審査を含む。）。③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。④両社事業における宣伝物の送付等、当社、JCBまたは加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。（３）本契約に基づく当社またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧の会員情報を当該業務委託先に預託すること。２.カード使用者は、法人会員がカード使用者管理業務、経費処理業務、第27条第3項に定める債務弁済業務および本規約に基づく業務ならびにこれに付随するその他の業務を円滑に行うために、各業務の遂行に必要な範囲で、カード使用者に係る以下の各号の情報を当社またはJCBが法人会員に通知することに同意します。①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、カード使用者が入会申込時および第10条に基づき届け出た事項。②入会申込日、入会承認日、有効期限等、カード使用者と両社の契約内容に関する事項。③カード使用者によるカードの利用内容（第28条に定める明細に記載される内容を含みます。）、支払い状況。

第14条（共同利用） 1.会員等は当社、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第13条第1項(1)①②③④⑤の会員情報を共同利用することに同意します（JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認ください。http://www.jcb.co.jp/r/riyou/）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。２.会員等は、当社またはJCBが会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第13条第1項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

第15条（会員情報の開示、訂正、削除） 1.会員等は、当社、JCB、JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。（１）当社に対する開示請求：本規約末尾に記載の当社相談窓口へ（２）JCB、JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ ２.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第16条（会員情報の取り扱いに関する不同意） 両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）

第17条（契約不成立時および退会後の会員情報の利用） 1.両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第13条および第14条に定める目的（ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。）で一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。２.第33条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第13条および第14条に定める目的（ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。）ならびに開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間会員情報を保有し、利用します。

第3章 ショッピング利用、キャッシング1回払い

第18条（標準期間） 本規約において標準期間とは、前月16日から当月15日までをいいます。

第19条（利用可能枠） 1.当社は、法人会員につき、利用可能枠（以下「法人利用可能枠」という。）を審査のうえ決定します。２.当社は、カードごとに、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」という。）。①ショッピング1回払い利用可能枠 ②キャッシング1回払い利用可能枠 ③海外キャッシング1回払い利用可能枠 ３.前項の機能別利用可能枠は、以下のとおり、2つの商品群に分類され、商品群ごとの利用可能枠（以下「内枠」という。）が設定されます。各商品群に属する機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、当該商品群に係る内枠となります。（１）前項①の機能別利用可能枠・・・「ショッピング枠」として分類 （２）前項②③の機能別利用可能枠・・・「キャッシング総枠」として分類 ４.第2項①から③の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠（以下「総枠」という。）となります。機能別利用可能枠、内枠および総枠を総称して、利用可能枠といいます。

５.当社は、会員のカード利用状況および法人会員の信用状況等に応じて、審査のうえ法人利用可能枠およびカードごとの利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、法人会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しないものとし、第2項②③の機能別利用可能枠については法人会員が増額を希望した場合のみ、増額するものとします。また、貸金業法に定める所定の書面の提出がないときには、減額されることがあります。

第20条（利用可能な金額） 1.会員は、カード使用者ごとに、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。なお、本項および次項の定めは、本章におけるショッピング利用およびキャッシング1回払い利用のすべてに適用されます。（１）カード使用者が利用しようとする商品の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠に係る利用残高を差し引いた金額。（２）カード使用者が利用しようとする商品の属する内枠から当該内枠に係る利用残高を差し引いた金額。（３）総枠からカード使用者の全利用残高を差し引いた金額。

２.前項の利用残高とは、会員のクレジットカード利用に基づき当社に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、キャッシング1回払い手数料および遅延損害金は除く。）で、当社が未だ会員からの支払いを確認できていない金額をいいます。３.法人会員は、利用可能枠を超えるカード利用についても当然に支払義務を負うものとします。また、カード使用者が自己に貸与されたカードの利用可能枠を超えて当該カードを利用した場合には、利用可能枠を超えるカード利用についても、法人会員から立替払いを受託するものとします。

第21条（手数料率、利率の計算方法等） 1.手数料率、利率（遅延損害金の利率を含む。以下本条において同じ。）等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1年を365日（うるう年は366日）とする日割方式とします。２.当社は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約に基づくカード利用に係る手数料率および利率を変更することがあります。

第22条（ショッピングの利用） 1.会員は、カード使用者がJCB、JCBの提携会社および関係会社の国内および国外のJCBのサービスマークの表示されているJCB所定規格のクレジットカード取扱加盟店（以下「加盟店」という。）にカードを提示し、加盟店の指示に従って、所

定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」という。）。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができることがあります。 2. 通信販売や自動精算機等による非対面取引その他当社が特に認めた取引については、カード使用者は当社所定の方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。 3. 当社が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。 4. 通信料金等当社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する必要があることを会員は予め承認するものとします。なお、法人会員は退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について第33条第1項なお書および第33条第3項に従い、支払義務を負うものとします。 5. 会員のショッピング利用に際して、加盟店が当該利用につき当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。 6. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。（1）当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じてカード使用者本人の利用であることを確認する場合があります。（2）当社、JCBまたはJCBの提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社またはJCBにおいてカード使用者の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出ている会員情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。（3）カードの第三者による不正利用の可能性があるとして当社が判断した場合、会員への事前通知なしにカードのご利用を保留またはお断りする場合があります。（4）ショッピング利用の申込者に対して、カード裏面の署名欄に印字された番号の入力を求める場合があります。申込者がこの番号を誤って入力した場合、カード使用者によるカードの利用を一定期間制限することができます。 7. 当社は、法人会員が第27条第3項に基づき当社に対して支払うべき約定支払額を同条項に定める約定支払日に支払わなかった場合、法人会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカード（当社が発行する両社所定のクレジットカード等をいい、当該カードに係るカード情報を含む。以下同じ。）の利用状況および法人会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合には、ショッピング利用を断ることができます。 8. 会員は、加盟店から購入した商品・権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとし、法人会員の当社に対する債務の支払拒否の理由にはならないものとします。 9. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠（第19条第3項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。（1）商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式（2）商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払った上で、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式 10. 貴金属、金券類（ギフトカード、回数券等を含みますが、これらに限られません。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。

第23条（債権譲渡の承諾・立替払いの委託） 1. 当社、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約の場合、会員はショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。（1）加盟店から当社に対して債権譲渡すること。（2）加盟店からJCBに対して債権譲渡したうえで、当社がJCBに対して立替払いすること。（3）加盟店からJCBの提携会社に対して債権譲渡したうえで、当社が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。（4）加盟店からJCBの関係会社に対して債権譲渡したうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当社がJCBに対して立替払いすること。 2. 当社、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、会員はショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。（1）当社が加盟店に対して立替払いすること。（2）JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、当社がJCBに対して立替払いすること。（3）JCBの提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。（4）JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当社がJCBに対して立替払いすること。 3. 商品の所有権は、加盟店から当社に債権が譲渡されたとき、または当社が加盟店、JCBもしくはJCBの提携会社に対して立替払いをしたときに当社に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当社に留保されることを、会員は承認するものとします。

第24条（ショッピング利用代金の支払区分） ショッピング利用代金の支払区分は、すべてショッピング1回払いとなります。

第25条（ショッピング利用代金の支払い） 法人会員は、標準期間におけるショッピング利用代金につき第23条に定める当社、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の立替払いの有無にかかわらず、当該ショッピング利用代金額を、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、第27条第1項および第2項の方法により支払うものとします。

第26条（キャッシング1回払い） 1. 会員は、当社所定の現金自動支払機（以下「CD」という。）、現金自動預払機（以下「ATM」という。）等でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより金銭を借り入れることができます（以下「キャッシング1回払い」という。）。 2. 会員は、前項のほかJCBホームページにおいて申し込む方法により、キャッシング1回払いを利用することができます。 3. キャッシング1回払いにおける融資の日（以下「融資日」という。）は、CD・ATMもしくは次条第3項に定める窓口等で融資を受けた日または第27条第2項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日とします。お支払い口座へは、当社に代わり、JCBが立て替えて融資金を振り込む場合があります。

4. 会員は、第20条に定める金額の範囲内でキャッシング1回払いを利用することができます。 5. 法人会員は、会員が標準期間にキャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、第27条第1項および第2項の方法により、標準期間の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料（各借入金に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額）を支払うものとします。なお、法人会員は、自ら、あるいはカード使用者をして、当社所定の方法により、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。 6. 当社は、法人会員が第27条第3項に基づき当社に対して支払うべき約定支払額を同条項に定める約定支払日に支払わなかった場合、法人会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカードの利用状況および法人会員の信用状況等により会員のキャッシング1回払いの利用が適当でないとして判断した場合には新たなキャッシング1回払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、会員の当該延滞に係るその後の支払い状況に関わらず、当社が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。

第26条の2（海外キャッシング1回払い） 1. 会員は、前条に定めるキャッシング1回払いを日本国外においても利用することができます（以下「海外キャッシング1回払い」という。）。 2. 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合に適用される機能別利用可能枠は、海外キャッシング1回払い利用可能枠となります。 3. 会員は、前条第1項に定める方法のほか、当社所定の方法により、国外の金融機関等の窓口において海外キャッシング1回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング1回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATMにより異なるため別途公表いたします。 4. 法人会員は、会員が標準期間に海外キャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料（各借入金に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額）を支払うものとします。なお、法人会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。ただし、会員が

海外キャッシング1回払いを利用した国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、上記の約定支払日から1ヵ月または2ヵ月後の約定支払日となる場合があります。この場合であっても、キャッシング1回払い手数料が本項本文に定める金額から増額されることはありません。5.会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、前条第3項、第4項および第6項の定めが適用されますが、前条第2項および第5項は適用されません。6.海外キャッシング1回払いの利用により会員が現地通貨で現金の交付を受けた場合であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、JCBとJCBの提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点（会員がカードを利用した日とは異なることがあります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第27条第7項が適用されるものとします。

第4章 お支払い方法その他

第27条（約定支払日とお支払い方法） 1.カード使用者は第2条第2項に基づき、自己に貸与されたカードの利用代金債務相当額（以下「立替金」という。）を、本条に従い、法人会員に代わって当社に支払うものとします。なお、カード使用者は第2条第1項に基づき、当社に対する支払いを強制されませんが、お支払い済みの立替金は、法人会員とカード使用者との間の精算の有無等にかかわらず、原則としてお返ししません。2.毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、カード使用者は、ショッピング利用代金およびキャッシング1回払いに定められた該当する約定支払日に支払うべき立替金（以下「約定支払額」という。）を、予めカード使用者が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則としてカード使用者名義の口座等を届け出るものとする。以下総称して「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや当社が特に指定した場合には、当社所定の他の方法（所定の手数料が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合にはお支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。3.カード使用者が前項に基づく約定支払額の支払いを行わなかった場合には、当社は、当該約定支払額を直接法人会員へ請求できるものとし、法人会員は当社に対し、当社所定の手続きに従い、当社が指定する日までに支払うものとします。また、法人会員が第32条の規定により期限の利益を喪失した場合には、法人会員は第1項および第2項によらずに、直ちに直接当社に、会員が当社に対して負担する一切の債務を支払うものとします。なお、上記のいずれの場合であっても、法人会員がカード使用者に対して求償金債務を既に支払っていることは、法人会員が当社に対する債務の弁済を拒絶する事由とはなりません。4.会員が国外でカードを利用した場合等の法人会員の外貨建債務については、JCBの関係会社が加盟店等に第23条にかかる代金等を支払った時点（会員がカードを利用した日とは異なることがあります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法によって円換算した円貨により、会員は当社に対し支払うものとします。なお、会員が海外キャッシング1回払いを利用した場合は、第26条の2が適用されます。5.会員が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第23条にかかる代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用にかかる契約が解除された場合等、当社が会員へ返金を行う場合は、原則として、前項に基づきJCBの関係会社が加盟店等に第23条にかかる代金等を支払った時点のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当社がかかる時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCBの関係会社が加盟店等との間で当該解除等にかかる手続きを行った時点（会員が加盟店等との間で当該解除等にかかる手続きを行った日とは異なることがあります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法による場合があります。6.会員が国外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、当社が会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金にかかる手続きを行った時点（会員が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なることがあります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。7.第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表いたします。なお、一部の航空会社その他の加盟店等におけるカード利用の場合には、当該加盟店等の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。

第28条（明細） 1.当社は、カード使用者の約定支払額等（以下「明細」という。）を約定支払日の当月初め頃、カード使用者にご利用代金明細書として、カード使用者の届け出住所への郵送その他当社所定の方法により通知します。カード使用者は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとします。2.法人会員は、当社が貸金業法第17条第1項に基づき法人会員に交付する書面および貸金業法第18条第1項に基づき会員に交付する書面を、貸金業法第17条第6項および貸金業法第18条第3項に基づき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細（電磁的方法によるものを含む。以下「代替書面等」という。）に代えることができることを承諾するものとします。なお、代替書面等に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。

第29条（遅延損害金） 法人会員が第27条第3項に基づき当社に対して支払うべき約定支払額を同条項に定める約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、キャッシング1回払いの手数料および遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、キャッシング1回払いの手数料および遅延損害金等は除きます。）に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。・ショッピング1回払い 年14.60％ ・キャッシング1回払い 年20.00％

第30条（支払金等の充当順序） 会員の当社に対する債務の支払額がその債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、当社所定の順序により当社が行うものとします。

第31条（当社の債権譲渡の承諾） 法人会員は、当社が必要と認めた場合、当社が法人会員に対して有するカード利用に係る債権を当社が信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることを予め異議なく承諾するものとします。

第32条（期限の利益の喪失） 法人会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)または(4)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(6)または(7)においては当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。(1)法人会員が第27条第3項に基づき当社に対して支払うべき約定支払額を同条項に定める約定支払日に支払わなかったとき。(2)法人会員が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。(3)法人会員が差押、仮差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき。(4)法人会員が破産、民事再生、特別清算または会社更生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。(5)(1)、(2)、(3)、(4)のほか法人会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあると当社が判断したとき。(6)会員が本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。(7)第33条第3項(1)、(2)、(3)、(4)、(6)または(7)のいずれかの事由に基づき法人会員が会員資格を喪失したとき。

第33条（退会および会員資格の喪失等） 1.会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するが、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、法人会員は当社に対する残債務全額を完済したときをもって、また、カード使用者は第27条第1項に基づく立替金の支払いを終えたときをもって退会となります。なお、法人会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、法人会員が退会する場合、当然にカード使用者も退会となります。2.会員は、当社が第3条、第4条または第7条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、会員が退会の申し出を行ったものとして両社が取り扱うことに同意します。3.会員((3)の場合は法人会員)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、法人会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、法人会員は、会員資格喪失後（次項の場合を含む。）にカード使用者がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。(2)会員が本規約に違反したとき。(3)法人会員の信用状態に重大な変化が生じたときもしくは生じるおそれがあると当社が判断したとき。(4)換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないとき当社が判断したとき。(5)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。(6)会員、会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配もしくは経営に影響力を行使できる者が次の①から⑥のいずれかに該当することが判明した場合 ①暴力団 ②暴力団

員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業に属する者 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
⑥その他本号①から⑤に準ずる者 (7) 会員および会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配もしくは経営に影響力を行使できる者が、自らまたは第三者を利用して次の①から⑤のいずれかに該当する行為をした場合 ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を越えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為 ⑤その他本号①から④に準ずる行為 4. カード使用者は、法人会員が、両社所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。 5. 第3項または第4項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。 6. 第3項または第4項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。 7. 当社は、第3項または第4項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反もしくは違反するおそれがあるとき、または会員のカード利用が適当でないと認めたときには、カードの利用を断ることができるものとします。

第34条（カードの紛失、盗難による責任の区分） 1. カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合、そのカードの利用代金は法人会員の負担とします。 2. 第1項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当社またはJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により所定の紛失、盗難届を当社またはJCBに提出した場合、当社は、法人会員に対して当社またはJCBが届け出を受けた日の60日前以降のカードの利用代金について、その支払いを免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(1) 会員が第3条に違反したとき。(2) 法人会員の従業員、カード使用者の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。(3) 会員またはその法定代理人（会員が法人等であるときはその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。(4) 紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。(5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。(6) カード使用の際登録された暗証番号が使用されたとき（第8条第2項ただし書の場合を除く。）。(7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。(8) その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

第35条（偽造カードが使用された場合の責任の区分） 1. 偽造カード（第3条第1項に基づき両社が発行し当社が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。）の使用に係るカード利用代金については、法人会員の負担となりません。 2. 第1項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、法人会員の負担とします。

第36条（費用の負担） 会員は、金融機関等にて振込により債務を支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第37条（合意管轄裁判所） 会員は、会員と当社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず法人会員の所在地またはカード使用者の住所地、当社もしくはJCBの本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第38条（準拠法） 会員と両社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第39条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用） 会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

第40条（会員規約およびその改定） 本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員のいずれかがカードを利用した場合、すべての会員が当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

カード発行会社が(株)ジェーシーピーの場合、会員規約が次のように変更されます。 1. 条文中の「当社」、「両社」、「当社またはJCB」を「JCB」と読み替えます。 2. 第12条、第23条第1項(2)および第2項(2)は適用となりません。 3. 第23条第1項(4)が次のように変更となります。 加盟店からJCBの関係会社に対して債権譲渡したうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いすること。 4. 第23条第2項(4)が次のように変更となります。 JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いすること。 5. 第13条以降の条番号が、1番繰り上がります。

2012年3月31日現在
(KKH16・00555・20120331)

<ご相談窓口>

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシーピー JCB インフォメーションセンター
東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700
福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記にご連絡ください。なお、JCBでは会員情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス部 担当役員）を設置しております。

(GSH00555・20120331)

株式会社ジェーシーピー お客様相談室
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア
0120-668-500

(00000・20120331)

<共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

○株式会社JCBトラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル

利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス等の提供

○株式会社ジェーシーピー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア

利用目的：保険サービス等の提供

(KRG00777・20070401)